

平成29年2月定例会 常任委員会質疑概要

<目次>

年月日	常任委員会	質問者	質問項目
平成29年 3月10日	府民文化	釜中委員	子どもの貧困対策
3月10日	商工労働	田中委員	女性と若者の就業支援
3月13日	教育	富田委員	スクールソーシャルワーカー事業について
3月13日	環境農林水産	橋本委員	子どもの貧困対策への食品ロスの活用について
3月13日	都市住宅	原田こうじ委員	子どもの生活環境の整備について
3月14日	総務	みつぎ委員	子どもの貧困対策について
3月14日	福祉	しかた委員	子どもの貧困対策について

府民文化常任委員会（釜中委員）

【子どもの貧困対策】

Q 平成27年3月に策定された「大阪府子ども総合計画」には、子どもの貧困について、『平成20年のリーマン・ショック等による経済情勢の悪化により、失業者や非正規労働者、就職困難者が増加している。

このような情勢のなか、大阪府は就学援助実施率や生活保護率が高く、子どもについては高校中途退学や不登校等、様々な課題が顕在化している。

子どもの生活の安定や健やかな成長を支えるため、行政、民間団体、地域が一体となり、また、庁内においては関係部局・室・課が連携を図ると共に、国や市町村と連携を図りながら総合的に推進する』という趣旨のことが記載されている。

この取組の中で、今年1月、大阪府子ども施策審議会の子どもの貧困対策部会から、「子どもの生活に関する実態調査」中間とりまとめが公表された。

実態調査結果では、雇用・経済面での厳しい状況、健康面での厳しい状況、家庭での生活・学習面での厳しい状況、孤立し支援が届いていないという状況といった課題が見えてきたとのことである。

この調査結果を受け、わが会派においては、プロジェクトチームを設置し、子どもの貧困に向けた取組みをどうしていくべきかといったことを検討し、報告書をまとめる予定としている。

その検討に向けてまずは、大阪府が現在取り組んでいること、及び、今後の取組方向性について把握する必要があると考えている。

そこで尋ねるが、現在、府民文化部では、子どもの貧困対策に向け、どのような取組を行っているのか。

A（府民文化総務課長）

- 府民文化部における子どもの貧困対策に資する事業としては、人権分野及び男女共同参画分野における相談事業や、府立大学及び府立大学工業高等専門学校の学生に対する授業料減免等、また、ひとり親家庭に対する万博記念公園の入園料の免除を行っている。
- このうち相談事業においては、子どもの貧困につながる端緒を見つけた場合は、適切なアドバイスを行うとともに、必要に応じて関係機関につなぐこととしている。
- そのほかにも、子どもたちがいきいきと活動できるための施策として、文化・スポーツ分野において「輝け！子どもパフォーマー事業」や「トップアスリート小学校ふれあい事業」なども実施している。
- 今後とも、府の子ども・青少年施策推進本部における議論を踏まえ、社会の要請に的確に対応できるよう、これら相談事業をはじめ、必要な支援についてしっかりと取り組んでまいります。

商工労働常任委員会（田中委員）

【女性と若者の就業支援】

Q 1（女性と若者の就業支援）

近年、子どもの貧困問題が報道でも取り上げられているが、先の我が党の代表質問においても、子どもの貧困対策については福祉のみならず、医療や労働、教育などの総合的な取組みの重要性を訴えてきたところ。知事からは、子どもや保護者に一番身近な市町村において支援する仕組みを構築することが重要であり、府としてもしっかりと連携する旨の答弁があった。就業支援に取り組んでいる商工労働部としては、子どもの貧困対策として、市町村と連携して、どのような支援を行っているのか。

また、子どもが貧困になる原因の一つとして、「母子家庭」という環境が挙げられるのではないかと。平成23年度に厚生労働省の実施した「全国母子世帯等調査」では、母子世帯のうち47.4%がパートやアルバイト等の非正規雇用の状況であることが示されている。子どもの貧困対策を検討するために府が実施した、「子どもの生活に関する実態調査」でも、母子世帯の困窮度が高いという結果が出ている。こうした家庭に対する支援が重要ではないか。

さらに、将来に向かって、子どもの貧困を防止する取組みも重要であると考えられる。特に、平成24年度の実業構造基本調査では、若年層の非正規率が37.6%と高くなっており、その若者が、正規雇用されずに結婚し、子どもを持てば、新たな貧困を生むことにつながりかねない。このような状況を放置すれば、大阪の将来に禍根を残す。

こうした観点から、子どもの貧困の解決には就業支援が重要な役割を果たすと考えるが、母子家庭の母や若者にどのような支援がなされているか、伺う。

A 1（就業促進課長）

- 非正規雇用の母子家庭の母や若者の就業支援に取り組むことは、経済的な自立を促し、子どもの貧困対策につながるものと認識。
- 府では市町村と連携し、不安定な雇用状態にある一人親家庭の親や、若者などに対して、身近な地域において支援ができるよう、平成16年度から府内の全ての市町村で地域就労支援センターを開設し、福祉部門と一体となったきめ細やかな就業支援に取り組んでいる。
- また、OSAKAしごとフィールドでは、母子家庭の母をはじめ、子育て中の女性や若者など、すべての人の経済的な自立を支援するため、就業に向けたキャリアカウンセリングやセミナー等を実施しているところ。
- 特に、女性の就業支援においては、「働くママ応援コーナー」を設置し、保育所情報の提供など保活と就活をワンストップで支援する体制を整備。採用面接時に子どもを預かるなど、子育て中の女性が円滑に就職活動できるようなサービスを提供している。
- さらに来年度からは、「製造」「運輸」「建設」など、人材確保に課題のある分野で、職場環境整備の推進と併せ業界の魅力を発信して、女性や若者を対象に、

効果的なマッチングを進め、正社員など安定した就業への誘導を図ることとしている。

- 引き続き、国等の関係機関と連携しながら、女性や若者を非正規等の不安定就業から安定就業につなげる支援を強化してまいりたい。

Q 2（母子家庭の母に対する職業訓練）

労働分野における子どもの貧困対策としては、私は特に母子家庭の母に対する就業支援が重要だと考える。

母子家庭の場合、母親が働いた経験に乏しく、就業困難となっているケースも少なくないのではないかと考える。

そういった方々には、まず、就職に必要な知識・技能の習得や資格の取得により、企業が求めている人材となってもらうことが重要。その結果、安定的な就業を実現できるのではないかと考える。

母子家庭の母に対する職業訓練の取組みについて伺う。

A 2（人材育成課長）

- 府では、求職者の方に向け、職業に必要な知識や技能を習得して就業に役立てていただくため、様々な分野の職業訓練を実施している。
- 母子家庭の母を対象とした訓練については、子育てとの両立に配慮した訓練時間の設定や、託児サービスの提供など、受講しやすい環境づくりが必要。
- 大阪市内にある夕陽丘高等職業技術専門校においては、働く上で必要な社会人としてのマナーや初心者でも経理事務や会計事務を基礎から学ぶことができ、簿記等の資格も取得することにより事務職としての安定就労を目指す訓練を実施している。また、訓練を受講しやすいように、保育所等への送り届けの時間を勘案し、朝の訓練開始時間を遅らせるなどの配慮をしている。
- また、民間教育訓練機関を活用した職業訓練においても、母子家庭の母等の訓練受講機会を確保、拡大するため、医療・介護事務科や経理事務基礎科などの訓練に「ひとり親家庭の父母優先枠」と託児サービスを設けたコースを設定している。

平成28年度は、介護、医療、事務系訓練で16コース、80名の優先枠を設定し、53名の方が受講された。

平成29年度は、訓練コースや優先枠を拡充することとしており、職業訓練による母子家庭の母への就業支援に努めていく。

教育常任委員会（富田委員）

【スクールソーシャルワーカー事業について】

Q 1 大阪府では、文部科学省の取り組みに先駆け、平成17年よりSSW事業をスタートさせている。大阪府の千人当たりの暴力行為発生件数（平成27年度）は、小学校では全国平均の2.6件に対し6.1件、中学校においては全国平均の10.0件に対し28.2件と全国の3倍近く、厳しい状況が続いている。

そのような中、昨年7月に「大阪府の子供の生活に関する実態調査」が実施され、結果を踏まえた今後の取り組みの検討がなされようとしている。

SSWの役割とは、問題を抱えている児童生徒の見立て（なぜ暴力をふるうのか、保護者の協力は得られないのか）を行ない、福祉や労働等などの関係機関と連携して、子どもの指導と支援を行なうものである。

学校には生活支援に関するメニューがなく、教員による支援には限界がある。教員とSSWの両者が協働して援助を展開していくことは、子どもの問題解決だけでなく教員の業務を支えることにもつながり、これまで教員が担ってきた役割をシェアすることで、教員本来の業務である学力指導に重点を置くことができるのではないかと考える。

SSW事業の来年度の取り組みについて伺う。

A 1（小中学校課長）

- 委員お示しのように、スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業は、平成17年度にスタートし、この間、事業の拡充に努め、今年度は、府内の37市町村を対象に約1,300回の派遣を行った。来年度も同等の規模の派遣を見込み、計画しているところ。
- 加えて、今年度、新規事業として政令市を含む課題の大きい50小学校に対してSSWを配置してきた。来年度については、対象を政令市以外として、既存の30小学校に、新たに20小学校を加え、予算案を提案しているところ。

Q 2 SSWの役割がますます重要となってくる中、大阪府教育委員会では平成29年度も30名程度のSSWを募集されている。その募集案内によると、府との契約期間は1年間で、報酬は1時間につき3,700円で一日6時間、年間10～35回程度の派遣で、通勤手当はなしという条件になっている。つまり、一日当たりの報酬は2万2,200円で、年間10～35回という派遣回数に当てはめると、一年間の報酬は22万2千円～77万7千円ということになり、公共交通機関やガソリン代などの交通費支給もなく、社会保険も適用されず、能力や勤続年数による昇給もない。実際にSSWの方にお話を伺ったが、この仕事だけで生計をたてることは困難であり、SSWになりたいという希望者は多いものの、実際の成り手は限られてしまっているということをおっしゃられていた。また年間10回程度の派遣では、学校とSSWの信頼関係の構築

も難しく、SSWの資質の向上にもつながりにくく、本来の機能を発揮しにくい状況になっているケースもあるということであった。

SSWの処遇改善と人材育成についてのご見解を伺う。

A2（小中学校課長）

- SSWの処遇改善については、設立当時の国の相談業務の単価を参考に、3,500円と規定したところだが、近隣府県の状況も鑑み、今年度より3,700円に改定したところ。
- また、人材育成については、学校と関係機関との連携のあり方や、学校におけるチーム支援のあり方等の研修を通じて、学校現場が直面している課題に即応できる力の育成に努めている。
- なお、国においても、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用についての検討が進められており、府としても今後の国の動向を注視してまいりたい。

環境農林水産常任委員会（橋本委員）

【子どもの貧困対策への食品ロスの活用について】

Q 1 わが国では、まだ食べられるのに捨てられる、いわゆる「食品ロス」が年間632万トンも発生していると言われており、世界中で飢餓に苦しむ人々に援助される食品の量320万トンを大きく上回っている状況である。

まず、食品ロスの発生量と発生要因について、環境農林水産総務課長に確認する。

A 1（環境農林水産総務課長）

- わが国における食品ロスの発生量は委員お示しの632万トンであるが、これらは大きく分けて食品関連事業者から排出されるものが330万トンで、その主な発生要因は、規格外品、返品、売れ残りなどであり、一方、一般家庭から排出されるものは302万トンで、その主な発生要因は、食べ残し、過剰除去、直接廃棄とされている。
- なお、この数値については、国において一部のアンケートなどを用いて推計されたものと聞いている。

Q 2 わが国の食品ロスの発生量や要因についてお答えをいただいた。

国による推計値とのことではあるが、大量の食品ロスが発生し、しかも、規格外品や消費期限前、つまり食べられるにもかかわらず返品され、処分されているものが相当量あることは感覚的にも間違いない事のように思う。

先日の我が会派の代表質問において、子どもの貧困対策についての質問を行ったところであり、このような、食べられるにも関わらず処分されている食品ロスを子どもの貧困対策に活用できないか検討してほしいと考えるが環境農林水産総務課長の認識を問う。

A 2（環境農林水産総務課長）

- 食品ロス削減の対策を行うため、全庁関係部局における「食品ロス削減対策ワーキングチーム」を昨年設置し、食品ロスの削減に向けた様々な取り組みを検討し始めている。
- 今後、委員お示しのような、規格外品や消費期限前の食べられるにもかかわらず処分されてしまっているような状態が、大阪府域において一体どの程度発生しているのかといった確認を、当該ワーキングチームにおいて実施していくこととしている。
- 子どもの貧困対策については、大変重要な問題と認識しているところであり、こうしたことに活用しうる食品ロスがあるのであれば、積極的な活用に向けて、関係部局としっかりと検討したいと考える。

Q3 子どもの貧困対策への食品ロスの活用について、積極的に考えるとのことである。

ところで、本年1月に、福祉部において、「子どもの生活に関する実態調査」の中間取りまとめを行い、その結果を受けて、庁内横断組織の「子どもの貧困を考える関係課長会議」において事業点検などを行いながら、府をあげて子どもの貧困対策を推進すると聞いている。

しかし、この会議には環境農林水産部は入っていないと聞かすが、当該会議に参画するなどし、食品ロスを出来る限り子どもの貧困対策に活用するよう、積極的に取り組んでもらいたいと考えるが、環境農林水産総務課長に伺う。

A3（環境農林水産総務課長）

- 「子どもの貧困を考える関係課長会議」のメンバーについては、国が閣議決定を行った「子どもの貧困に関する大綱」に照らし、関係する部局が参画している。環境農林水産部については、当該大綱に関連する施策事業がないことから参画していない。
- 「食品ロス削減対策ワーキングチーム」には福祉部も参画しているので、「子どもの貧困を考える関係課長会議」での議論、情報を共有し、「食品ロス削減対策ワーキングチーム」においても、子どもの貧困対策への活用も視野にしっかり検討してまいる。

都市住宅常任委員会（原田こうじ委員）

【子どもの生活環境の整備について】

Q 先の我が会派の代表質問において、子どもの貧困対策の取組みについては、福祉のみならず、医療、労働、教育など総合的な取組みが重要であり、現在実施している施策の総点検を行い、全庁を挙げて真摯に検討を深めるべきと指摘した。

これについては、知事から、自らリーダーシップをとり、市町村ともしっかりと連携するとともに、現在の取組みの総点検を通じ、施策効果を最大限発揮できるよう、創意工夫を凝らしながら総合的に対策を推進していくと答弁をいただいたところ。

子どもの貧困対策については、生活の安定を図ることはもとより、子どもの健やかな成長を支えるために、子どもが生活しやすい環境を整えることも有益。

そこで、都市整備部では、子どもの生活環境の整備という観点からどのような取組みを行っているのか、都市整備総務課長に伺う。

A（都市整備総務課長）

- 都市整備部では、これまでも府内各地において、子どもたちを含む地域の方々に参加できるイベント等を実施している。
- 具体的には、子どもたちが育てた花の苗を、地域の方々とともに道路などに植栽し、地域力の再生・向上を図る「花いっぱいプロジェクト」を進めるほか、小学校の総合的な学習の時間における環境学習への支援として、身近な川に生息する生物と触れ合い、川の環境や生命（いのち）を大切にする気持ち、学習意欲を喚起する「水辺の楽校」などを実施している。
- こうした取組みは、子どもたちの健やかな成長、子どもたちが生活しやすい環境づくりにも寄与していると考えており、継続して取り組んでいく。

総務常任委員会（みつぎ委員）

【子どもの貧困対策について】

Q 我が会派の代表質問でも指摘したとおり、子どもの貧困対策への取り組みは、福祉、教育などだけでなく、知事のリーダーシップにより全庁的に取り組むべき課題である。

先の代表質問でも、知事から、「知事自身がリーダーシップをとり、（市町村ともしっかり連携するとともに、現在の取り組みの総点検を通じ、施策効果を最大限発揮できるよう、）創意工夫を凝らしながら総合的に対策を推進していく。」との答弁があった。

今後、知事を本部長とし、副知事、各部長等が参画する「子ども・青少年施策推進本部」や、そのワーキンググループである「子どもの貧困を考える関係課長会議」等の場で、実態調査の最終まとめを踏まえ、全庁的な取り組みの総点検や、より効果的な事業実施のための検討を行ったうえで、さらなる取り組みの充実を図っていくものと期待している。

29年度の当初予算案では、実態調査の結果を踏まえたモデル事業を実施するための事業費が計上されているが、今後、こうした点検・検討を踏まえ、さらなる取り組みの充実を図るための予算の要求があった場合、財政課としてどのようなスタンスで対応するのか。

A（財政課長）

- 子どもの貧困対策は、大阪府の将来を築くうえで非常に重要であり、最も身近な自治体である市町村においてご家庭を支援する仕組みを構築していただくとともに、府としても全庁横断的に連携してしっかりと取り組むべき課題と認識。
- 29年度当初予算案においては、新規事業としては、地域で支援する体制を構築するために市町村で実施するモデル事業の要求が福祉部からあり、一定の精査のうえ所要額を計上。
- 担当部局の予算要求に対する財政課のスタンスについては、一般論として、本府の財政状況を踏まえたうえで、市町村との役割分担や事業の必要性、手法の妥当性・効率性等の観点から総合的に判断することになる。
- 子どもの貧困対策にかかる事業については、このような観点に加え、本会議での知事答弁の趣旨も踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。

健康福祉常任委員会（しかた委員）

【子どもの貧困対策について】

Q1 子どもの貧困対策について、まず、今年度、府が実施している「子どもの生活に関する実態調査」について伺う。

昨年の9月府議会の本委員会において、この調査の単純集計の結果を踏まえて、私からいくつか質問をしたところ。

その後、分析を進められ、本年1月に中間とりまとめとして公表されたが、これまでに明らかとなった点を踏まえつつ、本日、質問する。

子どもの貧困対策は地域に近い市町村の取り組みが何よりも重要。

今年度、我が会派では「教育・子どもプロジェクトチーム」を立ち上げ、このテーマについて検討してきており、今月中に所属議員がそれぞれの地元の市町村の担当課に、これまでの分析過程で明らかになったことをどのように受け止めているのか、今後の対策をどのように進めようとしているのか等について、ヒアリングをすることとしている。

そこで、まず確認するが、今年度、府のみならずいくつかの市町村も調査を行っているが、それぞれどういう関係にあるのか。

A1（子育て支援課長）

- 府が今年度「子どもの生活に関する実態調査」を実施することを検討していた際、府内全ての市町村に対して、府と共同で調査を実施することについてお声掛けをしたところ、大阪市を含む13の市町において、それぞれで予算措置をした上で、共同で調査を実施することとなった。
- そのため、質問項目を府と13市町で共通のものとした上で、この13市町においては、それぞれが調査を実施し、分析結果の取りまとめを行い、府は、これら以外の30市町村のエリアで調査を実施したところである。
- その上で、最終的には府において43市町村全体での取りまとめを今年度末に行う予定。

Q2 独自に予算を確保し、府と共同して調査を行った13の市町は、今後の対応も主体的に考えると思うが、大事なことは子どもの貧困の問題については、府域全域がもれなく取り組むことである。

広域自治体である府として、今後、市町村にはどのような働きかけを行っていくのか。

A2（子育て支援課長）

- 府としては、市町村において調査結果を踏まえた対策が進められるよう、市町

村との協議の場を設け、課題の共有を図るとともに、市町村において取り組む先進事例の共有などを通じて、有効な取組みを促進し、府域全体での子どもの貧困対策の充実を図っていく。

Q3 子どもの貧困対策に関連して、29年度から30年度前半にかけて「子どもの未来応援ネットワークモデル事業」が新たに実施されるとのことであり、既に本議会において質疑がなされているが、私からも少し違った視点から伺いたい。

府では来年度、支援を要する子どもを把握し、確実に支援につないでいく仕組みづくりを行うため、このモデル事業を実施するとのこと。

私は地元で保護司として、触法行為を行った人たちの更生に対して継続的なサポートを行っている。

私がこの活動で大事にしていることは、対象の方に寄り添ったサポートをするということと、我々保護司自身が担当する案件を一人で抱え込まず、見守りの中での留意すべき点などについて、複数の保護司と意見交換をしながら、より良い方策を考えるということ。

困難な状況を抱える子どもや保護者を継続的に見守るという点は、このモデル事業においてどうなっているのかを伺いたい。

A3（子育て支援課長）

- 「子どもの未来応援ネットワークモデル事業」においては、支援の必要な子どもや保護者を早期に発見し、支援につないでいくため、地域の高齢者やNPO、子どもの居場所づくりに取り組む方々などに協力をいただくこととしている。
- 委員お示しの「寄り添ったサポート」や「関係者間による意見交換を通して、より良い支援方策を検討する」という点は、支援を要する子どもを把握し、確実に支援につないでいく上で非常に重要であると認識。
- そのため、本事業に協力いただく地域人材や既に活動されているスクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカーといった方々が意見交換する場を設け、子どもや保護者が抱える課題整理を行う。
- 課題整理の後、例えば、要支援者を関係機関による支援につなぐ場合、必要に応じて、手続き等の窓口地域人材が同行するといった伴走型支援の実施も想定している。
- モデル事業に協力いただく地域人材の方々には、事前に研修を実施し、この事業の趣旨・目的のほか、保護者に寄り添い、保護者目線で一緒に考える重要性、関係者で課題を共有しながら活動すること等について理解を深めていただくことで、より実効性を高めてまいりたい。